

## は　じ　め　に

平成 16 年度、本県においては、新潟県中越大震災や 7.13 新潟豪雨水害等を始め度重なる自然災害に見舞われ、県民生活に深刻な影響をもたらし、大きな試練を与えられた 1 年でした。

災害時における食料や水の確保は生命維持に係わる問題であり、栄養状態の悪化が避難生活における健康状態に影響することから、栄養・食生活支援は重要な活動であります。

本県においては新潟県地域防災計画における栄養指導対策に基づき、被災地の支援活動を行ってきましたが、実際の活動時においては、食に関する幅広い関係機関と連携した活動には苦慮する場面も多く、また、反省すべき点も多々ありました。

これらの経験を踏まえ、被災者支援に携わる栄養士がその専門性を活かし、被災住民の栄養状態の悪化を最小限に止め、より早く回復させるため、関係機関及び職種と連携を図りながら支援活動を迅速かつ効果的に展開できるよう、ガイドライン策定委員会を設置し、災害時における栄養・食生活支援活動について検討を重ね、本ガイドラインを策定しました。

今後、これを参考に、県地域機関、市町村等の各自治体においても地域特性に応じた災害時における栄養・食生活支援活動体制の推進が図られるることを期待しております。

終わりに、本ガイドライン作成にあたり御尽力を賜りました策定委員各位を始め、貴重な御意見をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

平成 18 年 3 月

新潟県福祉保健部長 丸山 仁